

商品概要説明書

J Aフリーローン

(平成 30 年 7 月 1 日現在)

商品名	J Aフリーローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当 J A の組合員の方。(組合員でない方は J A 所定の出資金を払い込むことにより組合員となれます)○お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。ただし、20 歳未満の農業者以外の組合員の場合は給与所得者の方。○原則として、前年度税込年収が 200 万円以上ある方(農業者の方は 150 万円以上)(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)○原則として、勤続(または営業)年数が 1 年以上の方(親・子・関連会社への転籍は連続勤務とみなす)。ただし、新卒の農業者、給与所得者および年金受給者の方は勤続年数を問いません。○借入比率が 150% 以内。○本ローンと J A 無担保借入金の合計が 1,000 万円以内。(リフォームローンを含めた場合は 1,500 万円以内)○生活の本拠が定まっている方(農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。)○当 J A が指定する保証機関(大阪府農業信用基金協会)の保証が受けられる方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、以下の資金は対象外とします。<ul style="list-style-type: none">① J A で納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金② 負債整理資金③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金④ 営農資金および事業資金
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○10 万円以上 300 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。ただし、①借入比率が 50% を超える場合、②返済比率が 25% を超える場合は J A 所定の方法で算出した金額の範囲とさせていただきます。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○6 か月以上 5 年以内とします。なお、J A 住宅ローンをご利用いただいている方は、6 か月以上 7 年以内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○次のいずれかよりご選択いただけます。<ul style="list-style-type: none">【変動金利型】お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利(パーソナルプライムレート)により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利(パーソナルプラ

	<p>イムレート) により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利(短期プライムレート)により、年4回見直しを行い、基準日の翌月の第3月曜日(休日の場合は翌営業日)から適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>												
返済方法	<p>○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。</p>												
担保	○不要です。												
保証人	○当JAが指定する保証機関(大阪府農業信用基金協会)の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。												
保証料	<p>○一括前払い・分割後払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>①一括前払い</p> <p>ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入額100万円の場合の一括支払保証料(例)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お借入期間</th> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> <th>5年</th> <th>7年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料(円)</td> <td>5,202</td> <td>10,017</td> <td>14,855</td> <td>24,568</td> <td>34,346</td> </tr> </tbody> </table> <p>※お借入額により保証料は異なります。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p> <p>※ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、所定の方法で算出した金額が返戻されます。なお、金額が1,000円以下のものについては返戻の対象となりません。</p> <p>なお、保証料率は年0.96%です。</p> <p>②分割後払い</p> <p>約定返済日の元金返済にあわせ、保証料(年0.96%)をお支払いいただきます。(外枠方式)</p>	お借入期間	1年	2年	3年	5年	7年	保証料(円)	5,202	10,017	14,855	24,568	34,346
お借入期間	1年	2年	3年	5年	7年								
保証料(円)	5,202	10,017	14,855	24,568	34,346								
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…0～3,240円</p> <p>②一部繰上返済の場合…0～3,240円</p>												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または管理部業務課(電話:06-6877-5142)</p>												

	<p>にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合管理部業務課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）（※）</p> <p>そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合管理部業務課にお問い合わせください。）</p> <p>公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A北大阪

- (注) 1 借入比率は、前年度税込年収に占める本ローンと無担保借入金の合計の割合。
2 返済比率は、前年度税込年収に占める全ての借入金の年間返済額の割合。